

団体代表者 様

足利バドミントン協会 大竹 暁

### 令和7年度足利バドミントン協会登録について

日頃から、当協会へのご協力誠にありがとうございます。

今年度の協会登録につきまして、下記のとおり受付いたしますのでお知らせいたします。

- 1 登録資格 (1) 市内に居住又は通勤通学している方。  
(2) 市内にあるクラブに所属している方。
- 2 登録申込 (1) 登録用紙に必要事項を入力して当協会メールアドレス ashikagaaba@gmail.com に送信してください。必要事項の入力漏れの無いようにしてください。  
(2) 登録料につきましては、下記の口座に振り込んでください。  
足利市スポーツ協会事務局及び市民体育館では預かりません。

|                               |            |      |      |
|-------------------------------|------------|------|------|
| 銀行名                           | 足利銀行       | 足利支店 | 普通預金 |
| 口座名義                          | 足利バドミントン協会 | 会計   | 川田節子 |
| 口座番号                          | 466884     |      |      |
| ※ 振込用紙に記入するときは、団体名から記入してください。 |            |      |      |

※ 登録完了後の各団体におけるメンバーの追加登録料については、大会当日でも預かります。

- (3) 年度当初登録時の登録料の支払いは、必ず口座振込によりお願いいたします。
- (4) 小学生・中学生・高校生・一般（一般とは小学・中学・高校以外の団体とします）の団体として団体登録をしてください。
- (5) 団体が一般に小・中・高校生が加わった混成の団体でも登録できます。
- (6) 団体代表者は市内に住所のある方、若しくは市内にある学校・事業所等の所在地としてください。
- (7) 初めて団体登録を希望される団体は、確認、手続きの説明をします。下記までご連絡ください。

足利バドミントン協会事務局 坂原 携帯 TEL090-8592-7013

協会メールアドレス ashikagaaba@gmail.com

- (8) 個人登録 登録資格を満たしている方が団体登録できない場合は個人登録も認めます。但し、小学生と中学生は個人登録できません。
- 3 登録期限 (1) 小学生・中学生・高校生・一般とも令和6年度に登録された団体で、令和7年度も引き続き登録される団体は「6月30日（月）」までに登録してください。  
なお、6月30日（月）以前に開催される大会に参加される場合は、大会参加申込時まで登録を済ませてください。  
(2) 登録期限後でも、登録資格を満たしていれば、新規・追加登録を認めます。
- 4 登録料 (1) 登録料は「分担金」と「登録料に登録人数を乗じた額」の合計額を負担していただきます。  
(2) 分担金については、中学校と高校は男女別に負担していただきます。従いまして女子のみの場合は男子分の分担金は必要ありません。

次にページに続きます

| 団体構成          | 分担金    |   | 登録料            |
|---------------|--------|---|----------------|
| ○ 一般          | 3,000円 | + | (500円×一般登録人数)  |
| ○ 一般と小・中・高の混成 | 3,000円 | + | (500円×一般登録人数)  |
|               |        |   | (400円×高校生登録人数) |
|               |        |   | (300円×中学生登録人数) |
|               |        |   | (200円×小学生登録人数) |
| ○ 高校生（男女別）    | 1,500円 | + | (400円×登録人数)    |
| ○ 中学生（男女別）    | 1,000円 | + | (300円×登録人数)    |
| ○ 小学生         | 1,000円 | + | (200円×登録人数)    |
| ○ 個人登録 一人につき  |        |   | 1,000円         |

5 年度途中で既登録者が所属団体を変更する場合について

年度途中で登録された方が別の団体に移籍する場合は、移籍先の団体から再登録することができません。その際は、「登録団体移籍届」を提出してください。再登録費用はかかりません。

6 登録の有効期限

登録の有効期限は、令和7年3月31日までになります。従いまして高校生が総体後などに部活動をやめた場合でも、登録資格がありますので、他の団体からその団体名で出場する場合は、移籍届けを提出してください。

不明な点は下記にお問い合わせください。

○ 登録の仕方に関する問い合わせ

足利バドミントン協会事務局 坂原 携帯 TEL090-8592-7013

協会メールアドレス ashikagaaba@gmail.com

○ 登録の支払いに関する問い合わせ

足利バドミントン協会 理事長 川田 携帯 090-4053-3594